

意見聴取手続について

1 意見聴取手続に係る情報保護評価指針追記

- 情報保護評価のうちの全項目評価は、個人番号情報保護委員会による承認を受ける前に、評価書を公示し、広く国民の意見を求めたうえで、評価書に必要な見直しを行わなければならないものとされている。
- 情報保護評価指針にて、意見聴取の標準的な期間・方法について提示すべきものと考えられる。

2 意見聴取手続

(1) 期間

ア 参考例

- 行政手続法上の意見公募手続（パブリック・コメント）では、やむを得ない事情がある時を除き、30日以上、意見の提出のための期間を設けるものとされている（同法第39条第3項及び第40条第1項）。
- 一般競争入札の公告は、10日以上（急を要する場合においては5日）とされている（予算決算及び会計令第74条）。

イ 情報保護評価における期間の検討

- 多くの価値あるご意見を伺うためには、一定程度以上の期間を、意見の提出のための期間として設けることが望ましい。

その一方で、情報保護評価は原則として、システムの場合は要件定義段階、手作業の場合は設計段階にて実施するものとされている。かかる段階において意見の提出のための期間として長期間を設けるものとする、システム又は手作業処理の全体スケジュールに悪影響を及ぼす恐れもある。

- そこで、意見聴取期間としては、以下を推奨することとしてはどうか。
 - ・ 原則として、14日以上の意見の提出のための期間を設けるものとする。
 - ・ 14日以上を設けることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を公示した上で、14日を下回る期間とすることができる。

(2) 方法

- 行政機関については、e-Gov（総務省が運営する行政ポータルサイト）を用いることが考えられる。

- 地方公共団体については、既にパブリックコメントの仕組みが存在すると考えられるため、その仕組みを用いることが考えられる。但し、パブリックコメントの仕組み以外であっても、広く国民の意見を求めることができる方法であれば、任意の方法にて、意見聴取することを妨げるものではない。

- 機構及び情報提供ネットワークシステムを使用する事業者については、自身の Web サイト、メール又は郵送などの方法により意見聴取を行うことが考えられる。また、予算との兼ね合いではあるが、委員会 Web サイトに、機構及び情報提供ネットワークシステムを使用する事業者のように、パブリックコメントを受け付ける仕組みを有していない者が意見聴取を行える機能を設けることも考えられる。